

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市保育の実施に関する事務処理要領第4	定員を超える場合の保育の実施の決定	子育てあんしん課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 入園申込児童の数が入園を希望する保育施設の定員を超えるときは、別表1に規定する区分ごとの合計点数の多い申込児童から当該保育施設における保育の実施を決定するものとする。ただし、申込児童の世帯が母子家庭等及びこれに準ずる世帯に該当せず、かつ保護者の少なくとも一方が就労予定の状況にあるときは、4月入園選考から9月入園選考までは定員に対して105パーセント以上、10月入園選考から3月入園選考までは定員に対して110パーセント以上の児童が入園している保育施設においては当該申込児童の入園の決定を保留とする。（ただし書については玉山区域の保育施設における保育の実施を決定する場合においては、適用しない。）
- (2) 合計点数が同数である申込児童があるときは、別表2に規定する優先順位の高い申込児童から保育の実施を決定するものとする。
- (3) 4月入園選考において、転園申込児童が次の各号に該当するときは、上記の規定にかかわらず、入園を希望する保育施設における保育の実施を優先的に決定するものとする。
 - ア とりょう保育園、都南保育園及び地域型保育事業に係る施設を卒園する児童
 - イ 盛岡市立保育所民営化計画に基づく当該保育施設に民営化以前から在籍している児童のうち、民営化を理由に転園を希望する児童（ただし、民営化の日を基準とし前2年間、後1年間までの期間とする。）
- (4) 申込児童及び同居の親族その他の者に係る事情を勘案し、保育を要する程度が著しく高いと認められる者については、第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、優先的に入園を希望する保育施設における保育の実施を決定するものとする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。